

会議傍聴報告書

会 議： IASB 会議（2021年12月）

日 時： 2021年12月14日（火）、15日（水）、16日（木）

報 告 者： 企業会計基準委員会 専門研究員 手塚 史

IASB 会議（2021年12月）傍聴報告

日時：2021年12月14日（火）、15日（水）、16日（木）

スケジュール：別紙参照

2021年12月14日、15日及び16日に、オンラインにて、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）のボード会議が開催された。12月のIASBボード会議では、次の項目が議論された。

- IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー
- 料金規制対象活動
- 基本財務諸表
- 資本の特徴を有する金融商品
- 第3次アジェンダ協議
- 維持管理及び一貫した適用
- 共通支配下の企業結合

【12月14日（火）】

IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー

（背景）

IASBは、2020年1月に、IFRS for SMEs 基準を完全なIFRS 基準と整合させるかどうか、またどのように整合させるかについて意見を求めるための情報要請「IFRS for SMEs 基準の2019年における包括的な見直し」を、2020年10月をコメント期限として公表した。2021年3月のIASBボード会議では、本情報要請における調整(alignment)アプローチを用いて、IFRS for SMEs 基準の修正の公開草案を作成することを暫定的に決定した。これまで、2021年5月、10月及び11月のIASBボード会議で、確認が必要となる領域について具体的な審議が進められている。これらのボード会議では、第2章「概念及び全般的な原則」、第11章「基本的な金融商品」、第12章「その他の金融商品に関する事項」、第20章「リース」、第23章「収益」及び第28章「従業員給付」並びにIFRS第13号「公正価値測定」及びIFRS第14号「規制繰延勘定」等が取り上げられ、暫定決定が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、公開草案に向けて、IFRS for SMEs 基準の修正を提案すべきかどうか、及び提案する場合の提案方法についてIFRS第3号等を対象に議論した。

（主な暫定決定事項）

IFRS 第3号「企業結合」

IASBはIFRS for SMEs 基準の第19章「企業結合及びのれん」の修正を提案することを暫定的に決定した。

この提案は、IFRS for SMEs 基準における事業の定義を、2018年10月のIFRS第3号「企業結合」の修正において公表された事業の定義の修正に合わせる（第19章の新たな付録において、次の内容を含んだ適用指針を転載することによって）。

- a. IFRS 第3号のB7A項からB7B項に示されている任意の集中度テスト
- b. 取得したプロセスが実質的であるかどうかを評価するための判定ツリー
- c. IFRS 第3号のB8項からB12D項に示されている評価に関する適用指針（いくつかの設例とともに）

この提案はまた、第19章をIFRS第3号に示されている取得関連コスト及び条件付対価についての要求事項と部分的に合わせ、企業に次のことを要求する。

- a. 取得関連コストを取得時に費用として認識する。

- b. 条件付対価を公正価値で認識し、その後に各報告日において公正価値で測定し、公正価値の変動を純損益に認識する（ただし、資本性金融商品の定義を満たす条件付対価の事後測定は除く）。条件付対価を公正価値で測定することが、過大なコストや労力を要する場合には、企業は条件付対価を「最善の見積り」（最も可能性の高い結果）を使用して測定し、事後測定の変動を純損益に認識して、関連する開示を提供することを要求される。

この提案は、段階的に達成される取得（段階的取得）の会計処理について IFRS 第 3 号に示されている要求事項も追加する。IASB はコメント募集においてこれらの要求事項について追加的な意見を求めることも暫定的に決定した。

この提案は、（第 19 章の新たな付録において）企業結合で設立された新しい企業についてのガイダンス（IFRS 第 3 号の B18 項に示されている）及び IFRS 第 3 号の B13 項から B17 項に示されている適用指針も導入する。

最後に、IASB は、企業が被取得企業に対する非支配持分を、被取得企業の識別可能な純資産の認識されている金額に対する非支配持分の比例的取り分で測定するという第 19 章の要求事項を変更せずに維持することを暫定的に決定した。

IFRS 第 10 号「連結財務諸表」

IASB は、IFRS for SMEs 基準の第 9 章「連結財務諸表及び個別財務諸表」を、次のことによって IFRS 第 10 号「連結財務諸表」と部分的に合わせる修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第 9 章における支配の定義を IFRS 第 10 号における定義に合わせる。
- b. IFRS for SMEs 基準の 9.5 項における支配の判定に関しての反証可能な推定を維持し修正する。
- c. IFRS for SMEs 基準において、投資企業が子会社に対する投資を純損益を通じて公正価値で測定するという要求は導入しない。

IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」

IASB は、IFRS for SMEs 基準の第 15 章「ジョイント・ベンチャーに対する投資」を、次のことによって IFRS 第 11 号「共同支配の取決め」と部分的に合わせる修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 第 15 章における共同支配の定義を IFRS 第 11 号における定義に合わせる。
- b. 共同支配の分類である「共同支配の事業」、「共同支配の資産」及び「共同支配企業」を維持する。

- c. 第15章の会計処理の要求事項（共同支配事業についての会計方針の選択を含む）を維持する。

IFRS 第9号「金融商品」

IASBは、IFRS 第9号からの「金融保証契約」の定義を追加することによって、IFRS for SMEs 基準の第11章「基本的な金融商品」の修正を提案することを暫定的に決定した。

今回の会議で、IASBは第11章における予想信用損失モデルの開発についての指示もスタッフに与えた。このモデルは、今後の会議で、発行した金融保証契約に係る測定要求事項とともに検討される。

IFRS 基準書及び IFRIC 解釈指針の修正

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. 次のものと合わせるための IFRS for SMEs 基準の修正を提案する。
 - i. 農業：果実生成型植物（IAS 第16号及びIAS 第41号の修正）。免除を設けて、当初認識時に、果実生成型植物を果実生成型植物の上で生育する生産物と区分することが過大なコストや労力を要する場合には、果実生成型植物を果実生成型植物の上で生育する生産物と区分することを企業に要求しないようにする。
 - ii. IAS 第1号の修正のパッケージ
 - 1. 「『重要性がある』の定義」（IAS 第1号及びIAS 第8号の修正）
 - 2. 「開示に関する取組み」（IAS 第1号の修正）
 - 3. 「会計方針の開示」（IAS 第1号及びIFRS 実務記述書第2号の修正）
 - iii. アジェンダ・ペーパー30Iで議論し、アジェンダ・ペーパー30Fの付録Aの表で項目2から7、9から12として列挙された修正。
- b. アジェンダ・ペーパー30Jで議論し、アジェンダ・ペーパー30Fの付録Aの表で項目15から30として列挙された修正については、IFRS for SMEs 基準を変更せずに維持する。

提案している修正についての他のトピック

IASBは次のことを暫定的に決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準の22.7項(a)を変更せずに維持する。
- b. IFRS 第2号「株式に基づく報酬」の第5項と同様の範囲除外を設けるための、

IFRS for SMEs 基準の第26章「株式に基づく報酬」の修正を提案する。

- c. 決済方法の選択権のある株式に基づく報酬についての第26章の要求事項を、変更せずに維持する。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議でプロジェクト提案を引き続き開発する予定である。

料金規制対象活動

（背景）

IASBは、2012年9月に料金規制対象活動に関する包括的なプロジェクトを開始し、新たな会計モデルの開発を進めている。2021年1月に公開草案「規制資産及び規制負債」を、2021年7月をコメント期限として公表した。本公開草案は、規制資産及び規制負債を会計処理するためのモデルに関してのIASBの提案を示しており、新しいIFRS基準書として公表される場合、当該提案はプロジェクト完了時まで適用する暫定基準のIFRS第14号「規制繰延勘定」を置き換えることになる。

2021年10月及び11月のIASBボード会議では、本公開草案に対するフィードバックについて議論が行われた。

（今回の会議における主な論点及び決定事項）

今回のIASBボード会議では、本公開草案における提案の再審議の計画について議論した。IASBは、計画について合意した。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議で提案の再審議を開始する予定である。

【12月15日（水）】

基本財務諸表（12月15日（水）及び12月16日（木）の両日で実施）

（背景）

IASBは、「基本財務諸表プロジェクト」及びより幅広い「財務報告におけるコミュニケーションの改善」に関する作業の一環として、2019年12月に公開草案「全般的な表示及び開示」を、2020年9月をコメント期限として公表した。本公開草案が最終確定される場合には、IAS第1号「財務諸表の表示」を置き換えることになる。

2021年3月から本公開草案における提案の再審議が開始されており、概ねよく受け止められている次の提案については提案した内容で進め、範囲を絞った議論を行う（すべての側面について再審議を行わない。）こととされている。

- a. 純損益計算書における小計及び区分（後述のhを除く。）（2021年3月、5月及び7月のIASBボード会議）
- b. 経営者業績指標（MPM）（後述のiを除く。）（2021年9月及び11月のIASBボード会議）
- c. 分解表示の諸原則並びに基本財務諸表及び注記の役割（2021年4月及び9月のIASBボード会議）
- d. キャッシュ・フロー計算書の修正（2021年3月のIASBボード会議）

また、その他の賛否が分かれている本公開草案における次の提案については、はじめに検討の方向性を決定したのちに、提案の詳細を議論する段階的なアプローチを採用することとされている。

- e. 表示すべき最低限の行項目
- f. 営業費用の分析（2021年10月のIASBボード会議）
- g. 通例でない収益及び費用
- h. 不可分な・不可分でない関連会社及び共同支配企業（2021年10月のIASBボード会議）
- i. MPMの範囲の拡張（2021年3月及び6月のIASBボード会議）

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、本公開草案における下記に関しての提案のいくつかを再審議した。

- a. 通例でない収益及び費用（上記gに関するもの）
- b. 投資区分に分類される収益及び費用（上記a並びにhに関するもの）

（暫定決定事項）

通例でない収益及び費用

IASBは、次のことを暫定的に決定した。

- a. 「通例でない収益及び費用」の定義をどのようにするのかを探求する。

- b. 「通例でない収益及び費用」の定義から「予測価値が限定的」への言及を削除し、基準書において、それは通例でない収益及び費用の唯一の特徴ではなく、必要な特徴である旨を明確化する。
- c. 「通例でない収益及び費用」の定義に付属する次のような適用指針を開発する。
 - i. その定義は、「通例でない収益及び費用」は将来において予想される収益及び費用と種類又は金額において異質である可能性があることを意味する旨を明確化する。
 - ii. 他の IFRS 基準書における将来の取引及び他の事象の評価についてのガイダンスに基づいて、類似した収益又は費用が将来において生じるかどうかを企業が評価するのに役立つ。
 - iii. 収益又は費用が予想される将来の収益又は費用に類似しているかどうかを検討するにあたり、当該収益及び費用の特徴（収益又は費用を生じさせる原因となる事象又は取引を含む）を企業は考慮する旨を説明する。

投資区分に分類される収益及び費用

IASB は、次のことを暫定的に決定した。

- a. 個別にかつ企業が保有している他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す資産から生じる収益及び費用を、企業が投資区分に分類するという提案を維持する。
- b. 本公開草案で提案した適用指針を維持する。
- c. 次のことを記述した適用指針を追加する。
 - i. 売却目的保有に分類された個別の資産及び処分グループから生じた収益及び費用は、投資区分には分類されない。
 - ii. 企業結合から生じる収益及び費用は、投資区分には分類されない。当該収益及び費用は、個別にかつ企業が保有している他の資源とはおおむね独立してリターンを生み出す資産から生じるものではないからである。
 - iii. 負のリターン（不利な為替レート又はマイナス金利から生じるものなど）は、当該資産から生じる正のリターンと同じ区分に分類される。同様に、負債に対する負の金利費用は、正の金利費用と同じ区分に分類される。
- d. 関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用は投資区分に分類する。
- e. 基準書における要求事項から目的についての議論を削除し、特定の項目を投資

区分に含める理由を、当該説明を「目的」であるとは言及せずに、結論の根拠で説明する。

- f. この区分について「投資区分」の名称を維持する。
- g. 「投資から生じる収益及び負債」という定義された用語を使用する提案を進めない。

（今後の予定）

IASBは、今後の会議で本プロジェクトの提案を引き続き再審議する予定である。

資本の特徴を有する金融商品

（背景）

IASBは、金融商品に関する負債と資本の分類規定の改善等を図ることを目的とし、資本の特徴を有する金融商品に関するプロジェクトを進めている。この中で、IASBは2018年6月にディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」を、2019年1月をコメント期限として公表した。その後、本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックの分析が行われ、2019年10月のIASBボード会議でプロジェクトの計画が議論された。また、IASBは、2020年12月のIASBボード会議において、本プロジェクトを基準設定プログラムに追加することを決定している。2021年9月のボード会議では、条件付決済条項のある金融商品及び法律が金融商品の分類に与える影響についての予備的な議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、次の会計処理について議論した。

- a. 条件付決済条項のある金融商品
- b. 適用される法律が金融商品の契約条件に与える影響

（主な暫定決定事項）

条件付決済条項のある金融商品

IASBは、IAS第32号「金融商品：表示」の次のような修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 条件付決済条項のある金融商品は複合金融商品である可能性がある旨を明確化する。
- b. 条件付決済条項のある複合金融商品の負債部分（ある偶発的事象が生じた場合

に即時の決済が必要となる可能性がある）は、その条件付の義務の全額で測定される旨を明確化する。

- c. たとえ入金額の全部が当初に複合金融商品の負債部分に配分される場合であっても、発行者の裁量で行われる支払は資本に認識される旨を明確化する。
- d. IAS 第 32 号の第 25 項 (b) における「清算」という用語は、企業が営業を永久に終了する過程にある場合を指す旨を定める。
- e. ある契約条件が IAS 第 32 号の第 25 項 (a) において「真正なものでない」かどうかの評価は、偶発的事象が発生する確率のみを考慮して行うものではない旨を定める。

適用される法律が金融商品の契約条件に与える影響

IASB は、次の事項を考慮することによって金融商品を金融負債又は資本に分類することを企業に要求するという IAS 第 32 号の修正を提案することを暫定的に決定した。

- a. 契約に明記されている条件のうち、適用される法律で設定されている権利及び義務に対して追加となる権利及び義務、又はより具体的な権利及び義務を生じさせるもの
- b. 適用される法律のうち、契約上の権利又は契約上の義務の強制可能性を妨げるもの

(今後の予定)

IASB は、プロジェクト計画に含まれている他のトピック（株主の裁量に従う金融商品の分類を含む）についての議論を今後の会議で継続する予定である。

第 3 次アジェンダ協議

(背景)

IASB は、2021 年 3 月に情報要請「第 3 次アジェンダ協議」を、2021 年 9 月をコメント期限として公表した。本情報要請は、次の質問事項から構成される。

- a. IASB の活動の戦略的方向性及びバランス
- b. IASB の 2022 年から 2026 年の作業計画に追加することが考えられる財務報告の論点の優先度の評価のための要件
- c. IASB の 2022 年から 2026 年の作業計画で優先することが考えられる新たな財

務報告の論点

2021年11月のIASBボード会議では、本情報要請に対するフィードバックについて議論が行われた。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、次のことを行った。

- a. 本情報要請に対するフィードバックについての議論を完了した。
- b. IASBが作業計画に追加される可能性のある財務報告の論点の優先度を評価する際に使用する判断規準を最終確定した。

（主な暫定決定事項）

IASBは、判断規準のリストに変更を加えず、本情報要請で提案したリストを進めることを暫定的に決定した。

（今後の予定）

さらに議論した後に、IASBは、活動の戦略的方向性及びバランス、並びに作業計画に追加すべき新たな財務報告の論点に関して、決定を行う予定である。

【12月16日（木）】

維持管理及び一貫した適用

セール・アンド・リースバックにおけるリース負債（IFRS第16号）

（背景）

2020年11月にIASBは、IFRS第16号「リース」の修正を提案する「セール・アンド・リースバックにおけるリース負債」の公開草案を公表した。コメント期間は2021年3月に終了した。2021年5月のボード会議で、IASBは、本公開草案に対するフィードバックの概要について議論した。

（今回の会議における主な論点）

今回のIASBボード会議では、このプロジェクトをどのように進めるべきかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASBは本公開草案における次の提案を確認することを暫定的に決定した。

- a. リースバックから生じた負債は、IFRS第16号におけるセール・アンド・リー

スバックの要求事項が適用される負債である旨を明確化する。

- b. セール・アンド・リースバック取引から生じた使用権資産及び利得又は損失についての IFRS 第 16 号の第 100 項(a)における当初測定の要求事項を変更しない。
- c. 売手である借手は、リースバックから生じた使用権資産の事後測定を IFRS 第 16 号の第 29 項から第 35 項を適用して行う旨を明確化する。
- d. リース料が変動するセール・アンド・リースバック取引の設例を含める。

IASB は、本公開草案で提案した修正から次のように変更することも暫定的に決定した。

- a. 開始日において、売手である借手が資産の従前の帳簿価額のうち売手である借手が保持する使用権に関する部分をどのように決定するのかを定めない。
- b. 売手である借手に、リースバックから生じた負債の事後測定を IFRS 第 16 号の第 36 項から第 46 項を適用して行うことを要求する。
- c. IFRS 第 16 号の第 36 項から第 46 項を適用する目的上、売手である借手に、「リース料」又は「改訂後のリース料」という用語を、保持している使用権に係る利得又は損失の金額を認識しない方法で適用することを要求する。

（今後の予定）

今後の会議で、IASB は修正案に関する経過措置について、適用されるデュー・プロセスの手順への IASB の準拠状況とともに議論する予定である。

風力発電基地の使用から生じる経済的便益（IFRS 第 16 号）

（背景）

IFRS-IC は、電力小売事業者が、風力発電事業者との契約の期間全体にわたり、風力発電基地の使用から生じる経済的便益のほとんどすべてを入手する権利を有しているかどうかに関しての IFRS 第 16 号の適用に関する要望を受けて議論を行い、2021 年 6 月に暫定的なアジェンダ決定を公表した。IFRS-IC は、寄せられたコメントを踏まえて審議を行い、2021 年 11 月に当該アジェンダ決定について結論に至った。

（今回の会議における主な論点）

今回の IASB ボード会議では、アジェンダ決定「風力発電基地の使用から生じる経済的便益」（IFRS 第 16 号）に反対する IASB メンバーがいるかどうかについて議論した。

（主な暫定決定事項）

出席した IASB メンバーに反対者はいなかった。このアジェンダ決定は 2022 年 1 月に 2021 年 11 月の IFRIC Update への補遺で公表された。

共通支配下の企業結合

（背景）

IASB は、IFRS 第 3 号の適用範囲に含まれていない共通支配下の企業結合の会計処理について、2020 年 11 月にディスカッション・ペーパー「共通支配下の企業結合」を、2021 年 9 月をコメント期限として公表した。本ディスカッション・ペーパーでは、移転先企業が共通支配下の企業結合を報告する場合の要求事項を検討しており、これにより、実務の不統一を減少し、透明性を改善することを目指している。

（今回の会議における主な論点）

今回の IASB ボード会議では、本ディスカッション・ペーパーに対するフィードバックについて議論した。

（主な暫定決定事項）

IASB は、何も決定を求められなかった。

（今後の予定）

IASB は今後の会議で本ディスカッション・ペーパーの他の諸側面に関するフィードバックについての議論を継続する予定である。

別紙 スケジュール

12月14日（火）

時間（予定）	アジェンダ項目
10:30-12:00	IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 90 分→94 分）
12:00-13:00	休憩
13:00-14:30	IFRS for SMEs 基準の第2次包括レビュー（アジェンダ・ペーパー30） （予定 90 分→140 分）
14:30-14:45	休憩
14:45-15:45	料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9） （予定 60 分→25 分）

12月15日（水）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 90 分→120 分）
11:00-11:15	休憩
11:15-12:45	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 90 分→110 分）
12:45-13:30	休憩
—	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 0 分→28 分）
13:30-15:30	資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5） （予定 120 分→78 分）
15:30-15:45	休憩
15:45-16:45	第3次アジェンダ協議（アジェンダ・ペーパー24） （予定 60 分→45 分）

12月16日（木）

時間（予定）	アジェンダ項目
09:30-11:00	維持管理及び一貫した適用（アジェンダ・ペーパー12） （予定 90 分→42 分）
—	基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21） （予定 0 分→55 分）

時間（予定）	アジェンダ項目
11:00-11:15	休憩
11:15-12:15	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23） （予定 60分→65分）
12:15-13:15	休憩
13:15-14:15	共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23） （予定 60分→34分）

以 上